

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会規則第3号

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成3年黒石市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「技師、主事補、技師補」を「技師等」に改め、同条第1項中「応じ」の次に「主任主事、主任技師、」を加え、同条第2項中「主事及び」を「主任主事、主事及び」に改め、同条第3項中「技師及び」を「主任技師、技師及び」に改める。

第16条の見出し中「技能主事」を「技能主事等」に改め、同条第1項中「応じ」の次に「主幹技能技師、主幹技能主事、主任技能技師、主任技能主事、副主任技能技師、副主任技能主事」を加え、同条第2項中「技能技師」を「主幹技能技師、主任技能技師、副主任技能技師及び技能技師」に改め、同条第3項中「技能主事」を「主幹技能主事、主任技能主事、副主任技能主事及び技能主事」に改める。

別表第1学校教育課の部学務係の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、同項第15号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号を同項第15号とし、同項第17号を同項第16号とする。

別表第1社会教育課の部地域支援係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1文化スポーツ課の部文化スポーツ係の項中第7号中「中央スポーツ館」を「スポーツ交流センター」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。